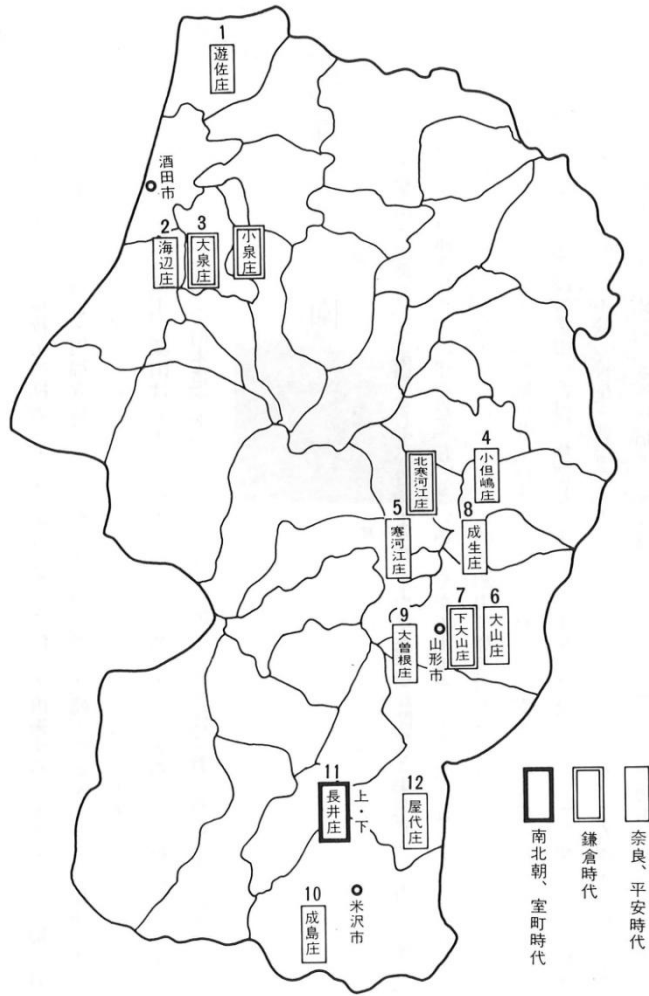


第四節 莊園

天平十五年（七四三）の墾田永年私有令を契機として、貴族・寺社による大規模な開墾と未開拓地の占有が進み、この土地の管理のために設けた倉庫を含めての建物を「莊」といい、やがて土地そのものを「莊」または「莊園」とよぶようになった。開墾、経営の主体は貴族・寺社にあって、その労働力は周辺の人々の賃租・雇用によるものであった。一〇世紀ころになると、種々の原因から初期の莊園は没落して、かわって「奇進地型莊園」が現われてくる。郡司・郷司など地方豪族は零細な農民の墾田を買得、集積し、また、みずからの財力によって開墾してその拡大をはかった。これは直接政府に申請して不輸の特権を獲得する方法をもたなかったから、私領を貴族・寺社などの権勢に寄進して一定の年貢を出すことを約束し、その代償として保護をうけ、自分は莊園の管理者（莊官）となった。寄進をうけた貴族・寺社を莊園領主（本所・領家）といい、領主の命によって莊園の管理にあたるものを預所といい、



第 18 図：出羽国莊園分布図

竹内理三原編
三春伊佐夫補訂

		史 料			
					(〃)
1	遊佐庄	保元 2. 3. 25 兵範記 仁平 3. 9. 14	4	足利義満御教書	〃 3. 12. 2
		台記			(〃)
2	海辺庄 (余目か)	建久 1. 6. 吾妻鏡 暦応 3. 1. 24 安保文書	7	足利持氏御教書	応永 26. 12. 1
3	大泉庄	建久(文治) 2. 10 鎌倉遺文 康永 2. 12. 16 藤原公房書状 応永 14. 3 長講堂領目録 (永和 4.1.26 出羽御庄藤島とある は大泉庄か。 鶴岡市、田川八幡神社蔵大般若經奥 書)	6	大山庄	安元 2. 2 八条院領目録 (相馬文書)
			7	下大山庄	貞治 3. 9. 11 八条院領目録
			8	成生庄	安元 2. 2 八条院領目録 建仁 1. 5. 1.
4	小田(但)島庄			俱舎七十五法名	(〃)
1	師通記	寛治 5. 11. 2			目奥書 (金沢文庫古文書)
		〃 6. 12. 4			
		〃			
		観応 3. 7. 4			
		足利尊氏寄進状			
		案(宝戒寺文書)	9	大曾根庄	保元 2. 3. 25 兵範記 貞治 3. 9. 11
		〃 3. 7. 22			(相馬文書)
		足利尊氏御教書			仁平 3. 9. 14
5	(北)寒河江庄	案(宝戒寺文書)	10	台記 成島庄 殿 曆	天永 3. 9. 2
		天永 3. 4. 27			延文ころ
		殿曆			立石寺蔵大般若波羅
		永仁 3. 2. 25			密多經奥書 (上・下)長井庄
		北条員時執事奉			仁平 3. 9. 14
		書(円覚寺文書)	11	台記 (屋代庄)	保元 2. 3. 25
		建武 4. 7. 10		兵範記	建武 2. 4. 9
		足利直義御教書	12	後醍醐帝論旨	
		(〃)			
		観応 2. 4. 21			
		〃			
		(〃)			
		〃 3. 9. 3			(新田文書) 貞和 2. 8. 7
		足利尊氏御教書		成島八幡社棟札	延文 2. 11. 1~1
		(〃)			
1	官宣旨	永和 3. 12. 1	2	立石寺蔵大般若	波羅密多經奥書

	喜慶 2. 7. 4		()
伊達政宗配分状			" 5. 1 2. 2
	(伊達文書)	4 "	
	永正 8. 7. 5		()
伊達植宗安堵状			" 7. 9. 5
	()	"	
"	" 1 7. 4. 1		()
			天文 3. 4. 1
	()	"	
5 "	大永 3. 1 2. 1		()
			" 3. 4. 1 0
	()	"	
9 "	" 3. 1 2. 2		()
		天文(4カ) 2	順礼納札(中尊寺)(平泉文書)
	()		" 2 2. 1. 1 7
"	" 5. 4. 1 9	伊達晴宗安堵状	
	()		(伊達家文書)
"	" 5. 8. 6		

またその代官的なものを雜掌（下司）という。莊園領主は莊園からの収入をふやすため、年貢を増徴し「不輪權」を獲得し、さらに国衙の権力を排除する「不入權」を得たりしてその支配体制の確保につとめたのである。莊園は皇室領、撰閥家領など所有形態によって区別されるが、当上・下長井庄のように起源、経営主など内容の解からないものも多くある。高島地方の屋代莊は、北家藤原氏の莊園であった（撰閥家領）。これを在地で管理したのが、平泉藤原氏であったという（『高島町史』）。上・下長井庄は何時できて、誰によって経営され、どのような内容をもっていたのかなど、全くわかっていない。『鮎貝の歴史』によれば、この上・下長井庄は平泉藤原氏によって経営され、下長井庄北部の庄官が藤原安親であったという。

畿内の莊園は名主みょうしゅとか田堵たんとといった小規模なものを含めて、一般に規模の小さいものが多かった。ところが東北地方の莊園に見られる特色は、郡を単位とした地域が一つの莊園になっていることである。律令制下の郡が、そのまま莊園となっているところが多い。この地方では莊園を中央の権門勢家、あるいは平泉藤原氏に名義上寄進し、自分はその地の莊官としての地位にあつて実質的な土地管理をしていた、というのが一般的であつたようである。莊園領主に納入する年貢としては、米穀類が普通であるが、東北地方の場合輸送に容易な金・布・馬である場合が多く、この三つの品が東北地方に普通に見られる貢納物の種類であつた。

この地方の在り地管理者であつた平泉の藤原基衡が、仁平三年（一一五三）中央の領主、藤原頼長に納入した屋代庄分の年貢について見ると、布が一五〇反、馬が三疋、漆が一斗五升となつている（『前掲書』）。

山形県内の莊園分布は、第18図のようになる。